

入 札 説 明 書

(総合評価落札方式)

旧広陵町水道局跡地解体工事

令和2年4月

広陵町総務部総務課

入札説明書

広陵町の第1号 旧広陵町水道局跡地解体工事にかかる公告に基づく総合評価落札方式一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札に参加しなければなりません。

1 公告日 令和2年4月21日

2 契約者 広陵町長 山村吉由

3 競争入札に付する事項

(1) 工事番号 第1号

(2) 工事名 旧広陵町水道局跡地解体工事

(3) 工事場所 広陵町大字南郷地内

(4) 予定価格(税抜) 92,240,000円

(5) 最低制限価格(税抜) 83,016,000円

(6) 工事概要

解体工事

事務所棟(RC造) 252 m²

揚水ポンプ室(RC造) 72 m²

薬注機室(RC造) 140 m²

沈殿池 2池

杭撤去(PHC他) φ300(L=5.0～14.0m) 62本

その他水道施設 一式

(7) 工期 着工日から

令和3年1月29日まで

(8) 入札方法

ア 郵便による入札

イ 価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式による入札

(9) 入札保証金

免除とします。

ただし、落札したにもかかわらず契約を締結しないときは、広陵町契約規則(平成16年12月広陵町規則第4号。以下「規則」という。)第11条の規定に基づき、落札金額の100分の5に相当する金額を損害賠償金として徴収します。

(10) 契約保証金

納付を要します。本契約成立後直ちに、規則第18条の規定に基づき、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金が必要です。

(11) 支払条件

前払金 あり

4 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

広陵町建設工事競争入札参加資格を有する建設業者であって、次に掲げる条件をすべて満たしている者のみが、この入札に参加できます。

(1) この工事の入札に参加しようとする者は、次の条件をすべて満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定に該当する者でないこと。

イ 競争入札参加資格確認時点及びそれより以後入札執行日までの間において、広陵町建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領による指名停止措置を受けていないこと。

ウ 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による建築工事業の特定建設業の許可を受けている者であること。

エ 奈良県内に建設業法第3条第1項に規定する本店、支店又は営業所を有すること。

オ 建設業法の規定による経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書における建築一式工事についての総合評定値(P)が、900点以上の者であること。ただし、経営事項審査の審査基準日が第3項第2号における競争入札参加資格確認申請書の受付日前のものうち、直近のものに限ります。

カ 過去15年以内（平成17年4月1日から令和2年3月31日まで）に、国、特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体が発注した鉄筋コンクリート造りの建築物の解体工事で、元請として完成、引渡し完了した1件の工事で、延べ面積200㎡以上の施工実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

※ 特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律127号）第2条及び同施行令第1条に定める法人、又は前身の組織及び団体（当該事実が広陵町で確認できるものに限ります。）を公共法人とは、法人税（昭和40年法律第34条）第2条第5号（別表第1）に定める法人をいいます。

キ この入札に係る次の設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

○ 社 名 : 株式会社URリンケージ 西日本支社

○ 住 所 : 大阪府大阪市城見1丁目2番27号

- ク 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- ケ 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- コ 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがなされなかった者とみなす。
- サ 広陵町建設工事等暴力団排除措置要綱（平成24年3月広陵町告示第66号）別表に掲げる措置要件の1から6までのいずれかに該当するものでないこと。
- シ その他、入札説明書に記載している要件を満たしていること。
- (2) 次の条件を満たす主任（監理）技術者をこの工事を行う期間中専任で1人配置できること。
- ア 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者
- イ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の交付を受けている者
- ウ 過去15年以内（平成17年4月1日から令和2年3月31日まで）に、国、特殊法人等、公共法人、又は地方公共団体が発注した鉄筋コンクリート造りの建築物の解体で、元請として完成、引渡し完了した1件の工事で、延べ面積200㎡以上の施工実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
- エ この入札の申込みのあった日以前に、3ヶ月以上の雇用関係にある者

5 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、「価格」及び「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、予定価格(税抜)以下であり、かつ最低制限価格(税抜)以上に該当する者のうち、次号の総合評価の方法によって得られた数値(以下「評

価値」という。)の最も高い者を落札者とします。

(2) 総合評価の方法

ア 評価値は、入札書が無効でない者について、次の算式により算定します。

評価値＝技術評価点／入札価格

技術評価点＝標準点＋加算点

なお、入札価格は各入札者の入札金額とします。

イ 標準点と加算点の配点は、次のとおりです。

①標準点 100点

②加算点 19点満点

ウ 技術評価点のうち加算点は、次の評価項目について評価及び配点を行います。

① 施工管理① (12点)

(評価内容)

施工箇所周辺には住宅地、工場及び農地があることから、施工時の周辺環境への負荷(騒音、粉塵)を軽減するための具体的な工夫を提案・実施する。

② 企業の施工実績(表彰)(1点)

③ ISO認証取得(1点)

④ 配置予定技術者の能力(2点)

同種工事の施工経験

同種工事：建築物の構造が鉄筋コンクリート造りで延べ床面積が200㎡以上の建築物の解体工事(1契約で複数の建築物がある場合はその合計とする。)

⑤ 地域精通度(2点)

本店の所在地

地域内工事の実績

⑥ 社会貢献・地域貢献(1点)

(3) 評価の基準

評価基準、配点は別紙－1「旧広陵町水道局跡地解体工事落札者決定基準」のとおり。

6 競争入札参加資格の確認の手続

この工事の入札に参加しようとする建設業者は、あらかじめ競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)に競争入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)を添えて広陵町長に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければ

ばなりません。

(1) 申請書及び資料の様式の配布

申請書及び資料の提出は、別に定める様式によるものとし、その様式を次のように配布します（配置予定技術者届の様式については、複数名分を提出することができます。）。

ア 配布日

令和2年4月21日（火）から5月8日（金）まで（土・日祝日を除く。）

イ 配布時間

午前9時から午後4時まで

ウ 配布場所

広陵町大字南郷583番地1

広陵町総務部総務課（広陵町役場2階）

エ 広陵町ホームページからもダウンロード可能

(2) 申請書及び資料の受付

ア 受付日

令和2年4月28日（火）から5月11日（月）まで（土・日祝日を除く。）

イ 受付時間

午前9時から午後4時まで

（正午から午後1時までの間を除きます。）

ウ 受付場所

広陵町大字南郷583番地1

広陵町総務部総務課（広陵町役場2階）

エ 申請書及び資料の提出は、郵送又は持参した場合に限り受け付けます。

提出部数は、各1部とします。

※郵送の場合は、「一般書留郵便」に限ります。

(3) 申請書は、別記様式1により作成してください。

(4) 競争入札参加資格確認資料は次に従い作成してください。

ア 経営事項審査結果及び設計業務受託者との関係を示す書面

第4項第1号オの総合評定値に係る経営事項審査結果の審査基準日及び第4項第1号キの設計業務等受託者との関連を別記様式2に記載してください。なお、総合評定値通知書及び法人の履歴事項全部証明書の写しを添付してください。

イ 工事の施工実績届

第4項第1号カに掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を別記様式3に記載してください。記載する同種工事の件数は一件で良いです。その他様式3に指定する必要な書類を添付してください。

ウ 配置予定技術者届

第4項第2号に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格及び工事経歴を別記様式4に記載してください。なお、一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を証する書面、監理技術者資格者証（裏面の写しも必要です。）及び監理技術者講習修了証の写し、申請時における3ヶ月以上の雇用関係を証明する書類を添付してください。申請時に配置予定技術者が特定できない場合は複数の候補技術者を提出することができますが、その場合配置予定技術者の資格の要件を満たすとともに、「配置予定技術者の実績」については、複数の候補技術者のうち最も低い技術者の評価点をもって、評価します。その他様式4に指定する必要な書類を添付してください。

(5) 競争入札参加資格の確認及びその結果の通知

競争入札参加資格の確認の結果については、令和2年5月19日（火）に通知します。なお、競争入札参加資格の確認を得ることができなかった者は、その理由について説明を求めることができます。この場合には、5月22日（金）午前10時から正午までの間に、その旨を記載した書面を広陵町総務部総務課まで郵送又は持参してください。その回答は、5月26日（火）午前10時から広陵町総務部総務課で行います。

(6) その他

ア 資料作成に要する経費は、提出者の負担とします。

イ 提出された資料は、返却しません。

7 設計図書等の貸与

(1) 希望者に対し、「入札者心得、図面、仕様書、その他関係書類」（以下「設計図書等」という。）を貸与します。

(2) 設計図書等の質問については、質問の有無にかかわらず、その旨を記載した書面を電子メール（FAX不可）にて次のとおり、送信してください。

ア 送信日時

令和2年5月22日（金）正午まで

イ 質疑書の送信先

上下水道施設課

E-mail : suidoukoumuka@town.nara-koryo.lg.jp

ウ 質疑書は任意様式としますが、宛先を「広陵町長 山村吉由」とし、「旧広陵町水道局跡地解体工事に関する質疑」と明記してください。

エ 電子メール送信後、確認の電話を上下水道施設課へお願いします。

電話0745-55-2234 内線1512

(3) 前号の質擬に対しては、すべての入札参加者に対し、令和2年6月1日（月）午後5時までに電子メールにて回答します。

8 総合評価に関する書類の提出

入札に参加しようとする者は、第5項第2号ウに定める事項に関する書類を、次に従い町長に提出しなければなりません。

なお、技術提案にかかる項目の記載内容が適正でない（未記載を含む。）場合、又は技術提案にかかる項目及び内容の1つでも欠落している場合は欠格となり、入札参加が認められませんのでご注意ください。

(1) 技術提案書の提出

- ア 提出期限 令和2年6月4日（木）午後4時まで
- イ 提出場所 上下水道施設課（広陵町役場2階）
- ウ 提出部数 各1部
- エ 提出方法 郵送又は持参した場合に限り受け付けます。
※郵送の場合は、「一般書留郵便」に限ります。

(2) 施工計画

施工管理は適切であり、工夫かつその具体的な根拠及び効果が見られるかについての提案を、別記様式8-4①及び8-4②にそれぞれ記載してください。

(3) 企業の施工実績（表彰）

- ア 過去5年間（平成27年4月1日から令和2年3月31日までの間に完成・引渡が完了した工事で、公告日の前日までに表彰を受けたものに限り。）に国土交通省近畿地方整備局から受けた建築工事等（建築一式工事を主たる工事とする「土木・建築一体発注工事」を含む。）に対する表彰の有無、並びに当該表彰を受けている場合は、表彰名、表彰者名及び表彰年月日を、別記様式10に記載のうえ、表彰状の写し又は当該機関からのそれを証明するものを添付してください。あわせて、表彰の工事内容が的確に判断できる資料（CORINS竣工登録工事カルテ受領書の写し等）を添付してください。

対象となる表彰は、元請（共同企業体構成員として請負った工事を含みます。）として完成、引渡が完了した国土交通省近畿地方整備局所掌の工事（空港港湾関係を除く。）に係る優良工事等施工者（工事請負業者）表彰（局長、事務所長）、優良工事等施工者（技術開発）表彰、優良工事等施工者（安全対策）表彰、優良工事等施工者（イメージアップ）表彰、及びコンクリート構造物品質コンテスト（旧名称：公共構造物品質コンテスト）の表彰となります。

イ ISO9000及びISO14000シリーズの認証取得状況を別記様式11に記載してください。評価の対象となるのは、本工事の公告日時点において、本社、工場及び本町との契約先となる支店・営業所等、当該工事関係部署すべてをいいます。なお、取得している場合は、認証取得にかかる登録証・付属書の写し、支店・営業所が認証対象部署であることが確認できる会社組織図等を添付してください。

(4) 配置予定技術者の実績

過去15年間（平成17年4月1日から令和2年3月31日までの間）に元請の監理技術者、主任技術者又は現場代理人（現場代理人にあっては、工期の完了日から遡り、1/2以上の期間配置されており、現場代理人として配置されたときに既に同種工事の主任技術者又は監理技術者の資格を有していた者に限り、）として、完成、引渡しが完了した1件の工事で鉄筋コンクリート造りで延べ床面積が200㎡以上の建築物の解体工事の同種工事についての施工経験を、別記様式12に記載してください。なお、施工経験として記載した工事にかかるCORINS竣工登録工事カルテ受領書（受領書がない場合や受領書の記載内容で確認できない場合は、工事（事業）引渡書、契約書、図面、施工計画書、現場組織図、の写し等（いずれの資料も、変更している場合は最終のものに限る。））の写し等必要な書類を添付してください。

この様式は、複数名分提出することができます。ただし、総合評価落札方式における落札者決定基準のうち、配置予定技術者の実績については、提出された配置予定技術者のうち、最も低い評価となる者の評価点を採用します。

(5) 地域精通度の実績

過去15年間（平成17年4月1日から令和2年3月31日までの間）に広陵町内において、広陵町又は国、奈良県発注工事で元請けとして完成、引渡しが完了した工事の実績を別記様式13に記載してください。なお、施工実績として記載した工事にかかるCORINS竣工登録工事カルテ受領書の写し等を添付してください。

(6) 地域貢献・社会貢献の実績

災害協定の締結（広陵町又は国土交通省近畿地方整備局、奈良県）の有無を別記様式14に記載してください。なお、実績がある場合は当該実績を証明する協定書等の写しを添付してください。

9 技術提案提出者に対する入札参加の可否の通知について

技術提案（施工計画及び企業の施工実績等）の審査に基づく入札参加資格の可否については、令和2年6月22日（月）にFAXにより通知します。

なお、技術提案が採用されない旨の通知を受けた者は、その理由について書面により説明を求めることができます。

令和2年6月23日（火）正午までに任意の様式による書面を郵送又は持参してください。

令和2年6月24日（水）午後4時までに回答書をFAXします。

1.0 入札の方法

- (1) 郵便による入札（一般書留郵便に限る。）とします。
- (2) 宛先は、〒635-8515 広陵町大字南郷583番地1
広陵町役場 総務課長 宛
- (3) 入札書（見積書を同封すること）の到着期限
令和2年6月26日（金）午後5時00分
- (4) 開札日時
令和2年6月29日（月）午前10時00分
- (5) 開札場所
広陵町役場 3階 第一会議室

1.1 入札書及び封筒の記載方法

- (1) 入札書及び封筒は、1件の入札につき1枚とし、入札書を封筒に2枚入れた場合や封筒に記載している件名と、同封の入札書に記載されている件名が異なる場合などは、無効となります。
- (2) 封筒の表面に「入札書在中」と朱書きし、工事番号、工事名、工事場所及び開札日を記載するとともに、裏面に差出人住所、商号、代表者名を記載してください。
※ 別紙の「入札書」及び「入札書在中封筒」記載例を参考にしてください。
- (3) 入札書の日付は、公告に明示されている「開札日」を記載してください。
※ 郵便局への差出日、または到着期限とは違うので注意してください。

1.2 見積書(入札根拠資料)の提出

- (1) 見積書は、別紙の様式により作成し、必ず入札書と同封して提出してください。
※ 提出のない場合は無効となります。
- (2) 見積書において、工種ごとの金額、直接工事費計、諸経費及び見積金額の各項目の金額を記載していない場合や計算間違いは、無効となります。
なお、工種ごとの金額、直接工事費計及び諸経費の金額については、千円未満の端数は切り捨てとし、千円未満は「000」と記載してください。

(3) 見積書の金額と入札金額とが合致していない場合は、無効となります。

1 3 無効又は失格となる入札

- (1) 入札書に記名押印を欠く入札
- (2) 入札金額を訂正した入札、または判読し難いと認められる入札
- (3) 入札書の重要な文字の誤脱により、必要な事項を確認できない入札
- (4) 同一入札者がした2以上の入札
- (5) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
- (6) 入札に関し、談合等の不正行為をした者の入札
- (7) 見積書（入札根拠資料）を提出しない者の入札
- (8) 見積書における所定の項目及び金額の記載のないものや計算間違いの入札
- (9) 入札書に記載される入札金額と見積書における見積金額（税抜）が異なっていた場合の入札
- (10) 予定価格（税抜）を超える入札、または最低制限価格（税抜）未満の入札
- (11) 入札到着期限を過ぎて到着した入札
- (12) 封筒及び見積書に所定の事項が記載されていない入札
- (13) 指定の手続き以外の郵送、または持送された入札
- (14) この入札説明書に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、虚偽申請を行った者の入札及び入札者心得に違反した入札
- (15) その他入札条件に違反した入札

1 4 開札の立会い

- (1) 入札参加者のうちから、立会人を選定し、開札の立会いを依頼します。
- (2) 選定された立会人以外の入札参加者が、当該開札への立会いを希望した場合には、当該入札参加者の立会いを認めるものとします。
- (3) 選定された立会人が、入札を辞退した場合は、その立会いの依頼を取り消し、次順者に立会いを依頼します。
- (4) 選定された立会人で入札者以外の方が代理人として開札に立会っていただく場合は、任意の様式にて委任状の提出が必要になりますので、代理人の場合は開札日に委任状をご持参ください。

1 5 落札者の決定方法等

- (1) 入札回数は、1回とします。
- (2) 開札は、入札書を郵送してきた参加者の中から選任した立会人又はその代理人が

出席して行うものとします。ただし、入札書を郵送してきた参加者が立ち会わないときは、入札執行事務に関係ない職員を立ち会わせてこれを行う場合があります。

(3) 予定価格(税抜)以下であり、かつ最低制限価格(税抜)以上の範囲で、技術提案書の内容が適正である者のうち、第5項第2号に定める方法により得られた評価値の最も高い者を落札候補者とします。

なお、落札者の決定については、地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定により、学識経験者の意見聴取及び総合評価審査委員会の決議を経て、決定します。

(4) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじ引きを行い落札候補者を決定するものとします。

(5) 落札者を決定したときは、落札者に電話で当該入札結果を連絡します。

1.6 入札結果等の公表

入札結果については、開札の翌日に、広陵町役場1階の掲示板において、掲示方式により公表します。

1.7 入札保証金及び契約保証金

広陵町契約規則第16条の規定に定めるところによる。

1.8 本契約の成立

入札参加者が1者の場合でも有効とします。

1.9 問い合わせ先

(1) 入札手続に関する書類の問い合わせ先

広陵町総務部総務課

(Tel 0745-55-1001 内線1234)

(2) 総合評価に関する書類の問い合わせ先

上下水道施設課

(Tel 0745-55-2234 内線1512)

2.0 配置予定技術者の確認

落札決定後、配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがあります。また、病気、死亡、退職等の特別な理由がある場合を除き、配置予定技術者の変更はできません。病気等特別な理由により配置予定技術者を変更する場合は、第4項第2号に掲げる基準を満たし、かつ、当初

の技術者と同等以上の者を配置しなければなりません。

2 1 その他

入札参加者は、別に定める広陵町競争入札心得の各条項（第 8 条、第 10 条、及び第 11 条は除く。）を熟読し、遵守してください。

2 2 問い合わせ先

不明な点については、広陵町総務部総務課（Tel 0 7 4 5 - 5 5 - 1 0 0 1 内線 1 2 3 4）まで問い合わせてください。

広陵町建設工事等暴力団排除措置要綱

別 表 (第3条関係)

- 1 入札参加資格者、入札参加資格者の役員等又は入札参加資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団関係者であると認められるとき。
- 2 入札参加資格者、入札参加資格者の役員等又は入札参加資格者の経営に事実上参加している者が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。
- 3 入札参加資格者、入札参加資格者の役員等又は入札参加資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を提供するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- 4 入札参加資格者、入札参加資格者の役員等又は入札参加資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に避難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 5 入札参加資格者、入札参加資格者の役員等又は入札参加資格者の経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団関係者であると知りながら、これを不当に利用したと認められるとき。
- 6 入札参加資格者が、受注した町発注工事の施工に際し、暴力団又は暴力団関係者から工事妨害又は不当な介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を町長に報告せず、又は警察に届けなかったとき。